

新旧対照表

新

埼玉県土木設計業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

P127

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

詳細設計においては、成果物を取りまとめるにあたって、設計図、設計計算書、数量計算書等について、それぞれ及び相互（設計図－設計計算書間、設計図－数量計算書間等）の整合を確認する上で、確認マークをするなどしてわかりやすく確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査（以下、「赤黄チェック」という。）を原則として実施する。

なお、赤黄チェックの資料は、監督員もしくは検査員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

3 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者でなければならない。

旧

埼玉県土木設計業務共通仕様書

第1編 共通編

第1章 総則

P127

第1108条 照査技術者及び照査の実施

1 受注者は、業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。

2 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

3 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者でなければならない。

新

- 4 受注者は、詳細設計業務を遂行するに当たり、埼玉県の「詳細設計照査要領」に基づき照査を行うものとする。
- 5 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 6 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 7 照査技術者は、成果物納入時の照査報告の際に、赤黄チェックの根拠となる資料を、発注者に提示するものとする（詳細設計に限る。）。
- 8 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において照査技術者の署名捺印の上管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。

旧

- 4 受注者は、詳細設計業務を遂行するに当たり、埼玉県の「詳細設計照査要領」に基づき照査を行うものとする。
- 5 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
- 6 照査技術者は、設計図書に定める又は監督員の指示する業務の節目ごとにその成果の確認を行うとともに、照査技術者自身による照査を行わなければならない。
- 7 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書として取りまとめ、照査技術者の責において照査技術者の署名捺印の上管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。